

だい かいかんごしこっかしけん
第107回看護師国家試験における
きこく けいざいれんけいきょうてい もと がいこくじんかんごしこうほしや
帰国した経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の
じゅけんてつづ
受験手続きについて

けいざいれんけいきょうてい もと かんごしこうほしや
経済連携協定（EPA）に基づく看護師候補者のうち、インドネシア、フィ
リピンあるいはベトナムに帰国した者が第107回看護師国家試験の受験を
きぼう ばあい いか てつづ おこな
希望する場合は以下の手続きを行うこと。

じゅけんがんしよ じゅけんしゃしんようだいしとう にゆうしゆ しよるい ていしゆつ きぼう もの おそ
受験願書、受験写真用台紙等の入手及び書類の提出を希望する者は、遅くとも
ぜんじつ ざいがいこうかん いか たいしかん きぼうにちじ れんらく ほうもんにちじ ちようせい
前日までに在外公館（以下「大使館」）に希望日時を連絡し、訪問日時を調整し
うえ たいしかん ほうもん
た上で大使館を訪問すること。

だい かいかんごしこっかしけん じっし
1. 第107回看護師国家試験の実施

しけんきじつ
(1) 試験期日

へいせい ねん がつ にち にち
平成30年2月18日（日）

じゅけんち
(2) 受験地

ほっかいどう あおもりけん みやぎけん とうきょうと あいちけん いしかわけん おおさかふ ひろしまけん かがわけん
北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、
ふくおかけん おきなわけん
福岡県及び沖縄県

じゅけんてつづき がいよう
2. 受験手続の概要

ていしゆつしよるい
(1) 提出書類

じゅけんがんしよ
① 受験願書

しゃしん じゅけんしゃしんようだいし ちようふ
② 写真（受験写真用台紙に貼付）

しゆつがんまえ かげつくない だつぼう しようめん さつえい たて よこ
出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm×横4cmのもの
はいけいしよく はくしよく
背景色は白色であること

へんしんようふうとう
③ 返信用封筒

たて よこ えん かきとめそくたつりようきん ふく ぶん きって
縦33cm×横24cmのもので、915円（書留速達料金を含む）分の切手
ちようふ
を貼付すること。

かんごしこっかしけんじゅけんしかくにんていしよ げんぽん うつ
④ 看護師国家試験受験資格認定書の原本及び写し

じゅけんがんしょおよびじゅけんしゃしんようだいし たいしかん にゆうしゆ ば ひつようじこう
※受験願書及び受験写真用台紙は、大使館にて入手し、その場で必要事項
きにゆう ていしゆつ す
を記入して提出を済ませること。

(2) 受付期間

インドネシア：平成29年10月23日（月）～11月8日（水）

フィリピン：平成29年10月25日（水）～11月10日（金）

ベトナム：平成29年10月25日（水）～11月10日（金）

(3) 提出場所

たいしかん じゅけんしゃほんにん ちよくせつていしゆつ ていしゆつ さい たいしかん
大使館に受験者本人が直接提出すること。提出の際に大使館において、
しゃしん じゅけんしゃほんにん そうい むね かくにん う
写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

※ 本人確認のため旅券、住民登録証（KTP）などの身分証明書の提示を
もと かなら じさん
求めるので、必ず持参すること。

たいしかん ていしゆつしよるい かくにん うえ にほん そうふ
※大使館において提出書類を確認の上、日本へ送付する。

(4) 受験手数料

5,400円

じゅけんてすうりよう がく そうとう しゆうにゆういんし じゅけんがんしょ ちょうふ
受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼付すること。

(5) 受験票の交付

へいせい ねん がつ にち たいしかん そうふ たいしかん
平成30年1月23日（火）までに、大使館へ送付するので、大使館にお
いて受領すること。

(6) 合格者の発表

へいせい ねん がつ にち ごご じ
平成30年3月26日（月）午後2時

せいせきつうちしよとう たいしかん はっそう
※成績通知書等は大使館あてに発送する。

3. 留意事項

- (1) 日本の郵便切手及び収入印紙の入手
受験手続きに必要な、日本の郵便切手及び収入印紙については、インドネシア、フィリピンあるいはベトナム国内では購入不可能なため、日本に在住する知人等に相談の上、必要な送金等を行った上で入手する必要がある。したがって、余裕をもった日程で準備を行うこと。
※入手が困難な場合は、願書等提出する際に大使館へ申し出ること。また、受付期限内に大使館で手続きを行うこと。

- (2) 受験時に配慮が必要な者の申し出
視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」（下記URLから受験者本人がダウンロードする）を用いて10月13日（金）までに大使館に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じた必要な配慮を講ずることがある。
国家試験受験者に伴う配慮事項申請書に直接アクセスする URL

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/dl/1a.pdf

- (3) 万が一、看護師国家試験受験資格認定書を紛失した場合は、申請に基づいて、看護師国家試験受験資格認定証明書を発行するので、速やかに大使館へ申し出ること。

- (4) 看護師国家試験受験のための渡航に関するすべての手続きは、本人が行い、すべての費用も本人が負担すること。

(5) 参考

第107回看護師国家試験の案内（「看護師国家試験の施行」平成29年8月1日付）

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kangoshi/

4. 問い合わせ先

(1) 受験手続きに関するお問い合わせ先 (国内問い合わせ先)

○在インドネシア日本国大使館

住所： Jl. M. H. Thamrin No. 24, Jakarta

地図： http://www.id.emb-japan.go.jp/map_j.html

電話： (021) 31924308 (内線 152または739)

E-mail： candidate.support.id@dj.mofa.go.jp

○在フィリピン日本国大使館

住所： 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

地図： <http://www.ph.emb-japan.go.jp/about/index.htm>

電話： 02-551-5710 (内線 2117)

E-mail： ecosec@ma.mofa.go.jp

○在ベトナム日本国大使館

住所： 27 Lieu Giai, Hanoi, Vietnam

地図： <http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/about.html>

電話： 04-3846-3000 (内線 3231)

E-mail： epa.vn.support@ha.mofa.go.jp

(2) 受験手続きに関するお問い合わせ先 (在日本問い合わせ先)

厚生労働省医政局看護課

電話： +81-3-5253-1111 (内線 2594)

E-mail： epa-kango@mhlw.go.jp

(3) 現地模擬試験、e-ラーニングに関する問い合わせ先

国際厚生事業団 受入支援部 学習支援グループ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル4F

電話： +81-3-6206-1138

Fax： +81-3-6206-1165

E-mail： learning-support@jicwels.or.jp

- ※ 今後も国際厚生事業団や大使館から各種お知らせをお届けします。不要な方は、お手数ですがその旨国際厚生事業団に連絡してください。
- ※ メールアドレスの変更を予定している方は、お手数ですが新しいメールアドレスを国際厚生事業団にお知らせください。